

平成26年度

下野市学校教育計画

下野市教育委員会

下野市学校教育計画全体構想図

本市では、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の学力向上と、豊かな心、健やかな体の育成に努めます。

平成26年度は、教育目標達成のために、各学校のこれまでの取組をふまえた本校ならではの重点を定め、校内や関係機関、保護者・地域とのつながりや、組織力を生かして実践し、教育の質の向上を着実に前進させることに努めます。

下野市学校教育目標

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。(体) (高い人権意識)
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のためにつくそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神) (他への貢献)
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りを持ち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛) (異文化理解)

【今年度のキーワード】

「前進」

- ・ 前向きに教育活動を進めます。
- ・ 全教職員で同じ方向性で進みます。(全進)
- ・ 改善を目指してよりよき方向へ進みます。(善進)
- ・ 順を追って(PDCA)少しずつ進みます。(漸進)

基本方針

◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- ①創意ある学校経営の推進 (基底理念)
- ②地域社会にねぎした学校経営の推進
- ③教職員の資質の向上

【重点項目】

- | | |
|---|--|
| 1 『学ぶ力』を育む学習指導
①学びを保障する授業づくり
②指導に生きる評価の工夫
③自律的な学習習慣の確立 | 2 豊かな心を育む教育の推進
①教育活動全体を通じた道徳教育の推進
②道徳の時間の充実
③豊かな体験活動の推進
④読書活動の推進 |
| 3 健康の増進と体力向上を図る教育の推進 | 4 積極的な児童・生徒指導の推進 |
| 5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 | 6 人権尊重の精神を涵養する人権教育の推進 |
| 7 小・中学校の継続性、系統性ある教育活動の推進 | 8 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進 |
| 9 情報教育の推進 | 10 ふるさと学習の推進 |

下野市学校教育計画

I 学校教育の目標

下野市の学校教育は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の学力向上と、豊かな心、健やかな体の育成に努める。

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)
→ 基本方針1, 5, 9
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)
→ 基本方針2, 4
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。
(体)(高い人権意識)
→ 基本方針3, 4, 6
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)
→ 基本方針7, 8
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りをもち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)
→ 基本方針7, 10

II 平成26年度の基本方針

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開 (基底理念)

- 1 『学ぶ力』を育む学習指導
- 2 豊かな心を育む教育の推進
- 3 健康の増進と体力向上を図る教育の推進
- 4 積極的な児童・生徒指導の推進
- 5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 6 人権尊重の精神を涵養する人権教育の推進
- 7 小・中学校の継続性、系統性ある教育活動の推進
- 8 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進
- 9 情報教育の推進
- 10 ふるさと学習の推進

Ⅲ 平成26年度学校教育の重点

学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実施し、創意ある教育活動を展開する。

個々の教職員の創意と自発的な取組の姿勢を基調として、『生きる力』の育成と『心の教育』の充実及び『健やかな体』の発達を目指して、基底理念に基づく10項目の基本方針のうち次を重点項目とし、全校協働体制で目標の達成を図る。

1 『学ぶ力』を育む学習指導

- (1) 学びを保証する授業づくり
- (2) 指導に生きる評価の工夫
- (3) 自律的な学習習慣の確立

2 豊かな心を育む教育の推進

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- (2) 道徳の時間の充実
- (3) 豊かな体験活動の推進
- (4) 読書活動の推進

Ⅳ 学校教育の努力目標

※ □囲みは具体策の中の重点事項であり、今年度の評価項目とする。

基本方針	◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開	
	努力目標	具体策
(1) 創意ある学校経営の推進	① 全職員が学校運営への参画意識をもち、共通理解の上で、教育活動を展開する。	ア 校長は、高い教育理念と明確な方針をもち、リーダーシップを発揮して、学校や地域の実態を踏まえた学校経営に努める。 イ □ 一人一人の意見をP・D・C・Aサイクル(PLAN計画— DO 実践 — CHECK 診断— ACTION改善)に反映させる工夫や手立てを行い、学校教育目標の具現化を図る。
	② 『特色ある学校』づくりを進める。	ア 地域や学校の実態に応じて、学習指導要領の趣旨やねらい、内容を具体化した特色ある教育課程を編成・実施する。 イ 各種教育計画、各教科等年間指導計画の見直しを図り、年間指導計画を工夫・改善する。
	③ 教職員の特性を生かし、相互協力による組織運営に努める。	ア 教職員一人一人のよさを生かした、機能的な組織運営に努める。 イ 教職員が信頼し合い、相互に認め合うことに努め、同僚性を高める。

(2) 地域社会 にねざし た学校経 営の推進	① 開かれた学校づくりを進める。	<p>ア 積極的に学校の教育活動を公開し、保護者・地域住民の理解協力を得る。</p> <p>イ ホームページ，学校だより，一斉メール等を活用し，地域への情報発信に努める。</p> <p>ウ 学校評議員制度を活用したり，学校関係者評価等の実施に努めたりするなど，地域住民の学校運営への参画を図る。</p>
	② 地域の教育力を生かした学校づくりを進める。	<p>ア 地域の人材，教育資源を有効に活用した交流・体験・学習活動（「ふれあい学習」）を積極的に進める。</p> <p>イ 登下校の見守り体制など，家庭・地域の人々とともに，児童生徒が安心して学校生活を送れるように努める。</p>
(3) 教職員 の資質 の向上	① 教職員の人権意識，規範意識の高揚に努める。	<p>ア 体罰やいじめ等が，児童生徒の人権を侵害する行為であることの認識を強化するため，人権教育を現職教育に適切に位置づけ，人権意識を高めたり，人権感覚を磨いたりする研修の充実に努める。</p> <p>イ 規範意識を高め，教育公務員としての自覚のある言動に努め，信頼される教職員を目指す。</p>
	② 現職教育の充実に努める。	<p>ア 要請訪問やS&Uコラボ事業等を活用して，学校課題等に関する研修を充実させる。</p> <p>イ 教職員の資質や指導力の向上を図るために，組織的，計画的な研修体制をつくる。</p>
	③ 確かな指導力をつけるため，研究と修養に努める。	<p>ア 自己の研究テーマをもち，各種研修会に参加したり，自主研修を進めたりして指導力の向上を目指す。</p>

基本方針	1 『学ぶ力』を育む学習指導	
	努力目標	具体策
(1) 学びを保証する授業づくり	① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。	<p>ア 体験を通じた理解や計画的・継続的な定着を図る指導の充実に努める。</p> <p>イ 各種学力検査や『とちぎの子どもの基礎・基本』『問題事例集』等を活用して、基礎的・基本的な内容を精選し、定着の確認や習熟を図る。</p> <p>ウ 発展的な学習や補充的な学習等、個に応じた指導の充実に努める。</p>
	② 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成を図る。	<p>ア 教科の特性に合わせ、話し合いの場や表現の場を意図的に設定するなど、言語活動の充実に努め、ねらいの達成に努める。</p> <p>イ 一人一人が思考する場の確保に努める。</p>
	③ 学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。	<p>ア ねらい（単元や単位時間ごとの身に付けさせたい力）を明確にして、指導の工夫・改善に努め、わかる授業の展開を図る。</p> <p>イ 見通しを立てたり、学習をふりかえったりする学習活動を計画的に取り入れる。</p> <p>ウ 児童生徒の興味・関心を高め、意欲的に学習できる教材の開発やICT機器の活用、学習形態の工夫に努める。</p>
(2) 指導に生きる評価の工夫	① 評価規準を明確に設定し妥当性、信頼性の高い評価を行う。	<p>ア 全校体制で評価計画（評価規準，場面，方法）の改善を図る。</p>
	② 児童生徒の学習意欲を高め、授業改善に生かす評価を行う。	<p>ア 児童生徒に対してねらいを具体的に示し、実現状況を適切に評価してフィードバックし、意欲につなげる。</p> <p>イ 評価結果を分析し、指導方法の改善を図る。</p>
(3) 自律的な学習習慣の確立	① 家庭との連携を図った学習習慣の確立を図る。	<p>ア 学習に関する情報を積極的に保護者に発信し、協力体制を確立する。</p> <p>イ 『家庭学習の手引き』等を活用し、家庭学習の方法を指導する。</p> <p>ウ 授業と家庭学習をつなぎ、意欲を喚起する指導に努める。</p>

基本方針	2 豊かな心を育む教育の推進	
	努力目標	具体策
(1) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進	① 教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させる。	ア 校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全体計画や年間指導計画、各教科における道徳教育との関連（別葉）を見直し、全校体制で推進する。 イ 『私たちの道徳』の活用や積極的に道徳の授業を公開するなど様々な機会を通して、学校で行う道徳教育について家庭や地域の理解・協力を得る。
	② 望ましい人間関係づくりに努める。	ア 教師と児童生徒、児童生徒同士の温かい人間関係づくりに努める。また、自己有用感を実感できる学年・学級経営に務める。 イ 『ファミリエ下野市民運動』を推進し、あいさつを励行する。 ウ 高齢者・障害者等との交流活動や異学年交流などを通して、他者理解を深め、思いやりの心やリーダー性を育てる。
(2) 道徳の時間の充実	① 道徳教育の『要(かなめ)』としての、道徳の時間を充実させる。	ア 道徳の時間は、年間指導計画に基づき35時間（小1：34時間）以上確実に実施する。 イ 道徳の時間においては、学校教育活動全体で行われる道徳教育を補充、深化、統合する。 ウ ねらいを明確にし、ねらいに迫るための指導過程（資料、発問、板書、学習形態等）を工夫する。 エ 道徳の時間には、感じたこと、考えたことを伝えたり、話し合ったり、書いたりすることで、表現する機会を充実させる。また、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫する。
	② 学校としての重点目標を明確にした道徳の授業を実践する。	ア 児童生徒の現状や学校や地域社会の実態に応じて、指導内容の重点化を図る。 イ 自他の生命を尊重することへの共感的理解を得られるように、内面を揺さぶる資料や体験活動等、心に響く指導を工夫する。
(3) 豊かな体験活動の推進	① 体験活動を通して、規範意識や協働の喜び、自然への畏敬、働く意欲や奉仕の心の育成に努める。	ア 様々な人々との交流、自然体験、職場体験、奉仕活動などの体験活動を、目標を明確にし、活動内容を工夫して意図的、計画的に進める。 イ ボランティア活動や家庭での手伝いを奨励する。

(4) 読書活動の推進	① 読書意欲をもたせ、読書の習慣をつけるための指導に努める。	<p>ア 『朝の読書活動』などを定期的に日課に位置づけることで、読書の習慣をつけ、読書による『心の教育』を推進する。</p> <p>イ 教師や地域ボランティアなどの『読み語り(読み聞かせ)』を取り入れたり、委員会活動を充実させたりして、本に親しませ、読書の楽しさを体験させる。</p>
	② 学校図書館の整備・充実に努める。	<p>ア 学校図書館が十分に活用されるよう、図書の配置の工夫や読書のための図書と情報収集のための図書など、目的に応じた図書の整備に努める。</p> <p>イ 児童生徒の主体的な学習や読書活動を支えるために、司書教諭を中心に、全職員が協力して読書環境の整備に努める。</p> <p>ウ 図書システム活用による貸出・返却作業や蔵書確認を、正しく、効率的に行うとともに、検索機能やネットワークを効果的に活用する。</p>

基本方針	3 健康の増進と体力向上を図る教育の推進	
	努力目標	具体策
(1) 体力向上を図る指導の充実	① 教科体育および教育活動全体の中で、体育・健康の指導の充実を図る。	ア 目標達成や人との関わり、体を動かす楽しさを経験させ、運動量を確保した授業の充実に努める。 イ 児童生徒の体力及び運動能力、生活習慣等のデータを基に、体力向上のための具体的かつ多様な手立てを講じ、意図的、計画的な指導を積み重ねる。
	② 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付けさせる。	ア 体力づくりの大切さやスポーツの楽しさを実感できる指導の工夫に努める。 イ クラブ・部活動においては、児童生徒の円滑な人間関係を構築し、事故・けが等の防止への配慮を徹底するとともに、保護者との連携に努める。 ウ 社会体育や地域スポーツ指導者など、地域人材や施設、行事を活用する。
(2) 健康・安全教育の推進	① 健康や安全について理解を深め、生涯にわたって自主的に健康で安全な生活を送ることができるようにする。	ア 危機管理マニュアルを見直し、災害発生時の保護者への連絡や引き渡しについて、体制を整え、実効性のある訓練を実施する。 イ 児童生徒の健康状態を把握し、学校保健委員会の充実を図るなど、健康の保持増進を図る指導を家庭や地域と連携して行う。 ウ 安全指導を計画的に継続して実施し、事件・事故や災害等の危険を未然に防ぐとともに、「しもつけ子ども交通安全カード」を活用するなど、主体的に考え、安全に行動しようとする生活態度の育成に努める。
	② 性教育、薬物乱用防止教育の系統的・計画的な推進に努める。	ア 男女の身体的、生理的な差異や心理的な特徴について理解を深め、適切な態度や行動をとろうとする性に関する指導を、発達の段階に応じて学校全体で系統的に実施する。 イ 薬物乱用を防止するため、養護教諭や薬剤師、警察等と連携した指導の充実に努める。
(3) 望ましい食生活形成のための食育の充実と安全な学校給食の確立	① 食に関する指導の充実を図る。	ア 食に関する年間指導計画に基づき、栄養教諭、学校栄養職員や外部専門機関等を活用して、専門性を生かした食育の充実と衛生指導の徹底に努める。 イ 学校給食を楽しく摂らせるとともに、望ましい食習慣を形成させるための指導に努める。
	② 保護者に対し、食育に関する啓発を行い、家庭での協力を得る。	ア 授業参観や給食試食会、学校保健委員会等を活用し、望ましい食習慣、バランスのとれた朝食の摂取について保護者の啓発に努める。

		<p>イ 食育への保護者の理解を深めるため、食育の授業参観や研修会、『食育だより』での広報等の実施に努める。</p>
	<p>③ 食物アレルギーをもつ児童生徒が、安全に食事を摂れるよう、指導体制を万全にする。</p>	<p>ア 「学校給食における食物アレルギーへの対応マニュアル」をもとに、食物アレルギー対応検討委員会を組織し、全職員が児童生徒の情報を共有し、対応する。</p> <p>イ 食物アレルギーやエピペンに関する研修等を通して、学校全体で危機管理意識を高める。</p>

基本方針	4 積極的な児童・生徒指導の推進	
	努力目標	具体策
(1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進	① 自己指導能力を育成するための系統的な指導を心がける。	<p>ア 学校で作成した「生活のきまり」を活用し、基本的な生活習慣と規範意識を身に付ける指導を徹底する。さらに、小中学校9年間を意識した「生活のきまり」を活用し、見通しをもった指導を行う。</p> <p>イ 学校の全教育活動を通して、善悪の判断や自己のよりよい生き方について考えさせる指導に努める。</p>
	② 望ましい人間関係づくりに努める。	<p>ア 一人一人の自尊感情を高め、自己有用感を感じられる学級経営に努める。</p> <p>イ 児童生徒が互いに認め合い、協力し合う場を積極的に設定し、教師と児童生徒、児童生徒間の信頼関係をより一層深める。</p> <p>ウ 特別支援教育の視点に立った児童生徒理解や、一人一人の特性に応じた支援に努める。</p>
(2) 全校体制による指導	① 指導のための組織を強化する。	<p>ア 校長のリーダーシップの下、迅速で緊密な報告、連絡、相談体制を徹底する。</p> <p>イ 児童指導主任、生徒指導主事等を中心として、事例研究や情報交換等を行い、全職員の共通理解の下、組織的、協働的に指導を進める。</p>
	② 教育相談を充実させる。	<p>ア 計画的な教育相談と積極的なチャンス相談を実施し、児童生徒理解に努めると共に、いじめや不登校の予兆をとらえ、児童生徒の願いや不安、悩みに対して組織的に対応する。</p> <p>イ 家庭訪問や面談等で家庭との連絡を密にし、協力体制を築く。</p>
(3) いじめ・不登校等問題行動等に対する的確で迅速な対応	① いじめ、暴力行為等に組織的に対応する。	<p>ア 国の方針を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」をもとに組織を整え、定期的にアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。</p> <p>イ 重大事態への対応、緊急時の召集や役割分担など危機管理体制を整え、全職員一丸となって取り組む。</p> <p>ウ 教職員は、一貫していじめ、暴力等を許さない強い信念を児童生徒に示し、児童生徒からの信頼を得られるように迅速かつ誠意ある対応に努める。</p>
	② 不登校への日常的な予防・開発的対応を心がけ、早期発見、適切な援助指導に努める。	<p>ア 常に児童生徒理解に努め、悩みや不安・ストレスを抱える児童生徒の心のサインを見逃さず、職員間で連携して、いじめ・不登校の予防に努める。</p>

		イ いじめ・不登校対策委員会の機能を活性化し、市学校教育サポートセンターや児童福祉課等関係機関と連携を深めながら、方針と役割を明確にした援助指導に努める。
(4) 学校と保護者・地域が一体となった指導	① 「学校いじめ防止基本方針」について家庭や地域への情報発信に努め、協力体制を築く。	ア 学校の基本方針を示すとともに、保護者との面談や連絡を密に行い、理解と協力を得られるように努める。 イ 各種たよりやホームページにより、児童生徒の様子や学校の基本方針についての積極的な情報発信を行う。 ウ 地域ボランティア等の協力を得ながら、地域社会全体で学校安全に努める。
	② 学校間連携を強化する。	ア 「下野市子ども未来プロジェクト」に基づいた取組を、各学校や学校間で推進する。 イ 幼保小、小中、中高の連携を図り、情報交換や連携行動を通して、児童生徒理解と問題行動等の未然防止に努める。
	③ 関係機関との連携を密にする。	ア 市学校教育サポートセンターや、スクールカウンセラー等との協力体制を築く。
	④ 情報モラル教育を積極的に推進する。	ア インターネットや携帯電話等を介したいじめやトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら、情報モラルの系統的な指導の徹底を図る。

基本方針	5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実	
	努力目標	具体策
(1) 通常の学級における特別支援教育の充実	① 指導内容や指導方法を工夫・改善し、適切な指導と必要な支援を行う。	<p>ア 生活や学習上の困難を抱えている子どもたちが、安心感をもてる学級経営を基盤とし、学び方の多様性に応じた授業の展開を図る。</p> <p>イ 個別の指導計画を有効活用し、つまずきや特性に応じた具体的な手立てを明確にして指導する。</p> <p>ウ 通常の学級の中で行うべき適切な指導について、研修等を通して理解を深め、市の要請訪問や巡回相談を活用して指導に生かす。</p>
	② 校内支援体制の機能を高める。	<p>ア 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員が支援に当たる。</p> <p>イ 個別の指導計画に基づいた全校体制での指導を、組織として定期的に評価し、改善を図る。</p> <p>ウ 保護者や関係機関との連携を図り、同一步調で支援に当たる。</p>
(2) 就学支援の充実	① 保護者や地域への理解促進、啓発に努める。	<p>ア 校内における特別支援教育の取組を各種たよりやホームページ、保護者会等で積極的に発信し、家庭や地域への啓発に努める。</p>
	② 就学相談及び引継ぎを充実させる。	<p>ア 校長や特別支援教育コーディネーターを中心に組織として、児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えの把握に努め、合意形成を基本とした適正な就学支援を行う。</p> <p>イ 市の就学支援委員会や市学校教育サポートセンター、医療機関等、市福祉部等の関係機関と積極的に連携し、専門家からの意見聴取の機会を確保する。</p> <p>ウ 個別の指導計画等を活用し、学年間はもとより、幼保小、小中、中高と異校種間で、支援が円滑に引継げるよう、情報交換を行う。</p>
	③ 魅力ある特別支援学級経営に努める。	<p>ア 児童生徒の発達の状態や障害の特性を十分に把握した上で、特別な教育課程を編成し実施する。</p> <p>イ 見通しをもって一貫した指導を行うために、在籍児童生徒全員について、保護者と連携しながら個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し活用する。</p> <p>ウ 交流及び共同学習のねらいを明確にし、組織的・計画的に実施することで、相互理解の促進に努める。</p>

参考資料『下野市特別支援教育推進計画』

基本方針	6 人権尊重の精神を涵養する人権教育の推進	
	努力目標	具体策
(1) 教職員の 人権意識 の高揚	① 教職員一人一人が人権意識・人権感覚の涵養に努める。	ア 人権尊重の理念（自他の大切さを認める）について教職員が理解を深め、人権意識を高める研修に努める。 イ 児童生徒への言葉かけや対応について、自らが手本となっているという自覚をもって指導に当たる。
(2) 人権尊重 に関する 教育計画 の改善と 活用	① 全教育活動に人権教育を関連させ、人権尊重の精神を涵養する。 ----- ② 保護者への啓発に努める。	ア 各教科、道徳等において、同和問題をはじめとする様々な人権問題や、基本的な人権に関する直接的指導を、意図的・計画的に実践する。 イ 人権週間や人権に関する作品づくり等を生かして、人権意識の高揚を図る。 ----- ア 人権教育に視点をあてた授業参観や学校だより、参加体験型の学習等を通して、学校が進めている人権教育を紹介し、保護者の理解と協力を求める。
(3) 人権教育 の指導内容、 指導方法の 充実	① 人権に関する課題を主体的に解決しようとする指導の工夫を図る。 ----- ② 授業や日常生活の中で、人権感覚を磨く指導に努める。	ア 『人権教育との関連』『人権教育の視点』『人権教育上の配慮』を意識した授業を実践する。 イ 「育てたい能力・態度」を授業の中で明確に設定し、共感的理解を図る指導や、明るい展望のもてる指導に努める。 ウ 資料の収集、整備に努め、その活用を図る。 ----- ア 自他の良さを認め合える学級経営や、一人一人が大切にされ、児童生徒が互いに思いやり、信頼し合う雰囲気や環境づくりに努める。 イ 生命尊重、思いやり、正義感や公正などの心を育てることや、社会奉仕活動や高齢者との交流活動、異年齢集団活動など、互いに認め合い理解し合うための活動等を通して、豊かな人間性を育成する。

基本方針	7 小・中学校の継続性・系統性ある教育活動の推進	
	努力目標	具体策
(1) 小中連携の計画的推進による教育効果の高揚	① 義務教育9年間で児童生徒を育成することを意識し、意図的・系統的に指導する。	<p>ア 中学校区ごとに作成した「生活のきまり」を活用したり、小中各校の児童生徒指導計画を共有したりして、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた指導の充実に努める。</p> <p>イ 教科・領域の特性を考慮しながら、学習内容や指導方法等について、学びの連続性を大切にしたい指導を行い、学力向上を目指す。</p> <p>ウ 各校内においても、異年齢集団での活動を意図的に設定する。</p>
	② 環境の変化に適応できる柔軟な心づくりに努め、中学校への円滑な接続を図る。	<p>ア キャリア教育を充実させたり、中学校入学説明会等を活用したりするなどして、中学校への不安を軽減し、期待と活動意欲を高める。</p> <p>イ 中学校区ごとに、小中合同で活動する授業や行事等、児童生徒の交流を計画的に行い、思いやりやあこがれの気持ちを育てる。</p>
	③ 小中学校の教職員間で、児童生徒の学習や生活の状況を共有し、指導に生かす。	<p>ア 夏季休業中に各中学校区ごとの合同研修会を実施し、児童生徒の実態を共通理解する。</p> <p>イ 相互授業参観、授業研究会、教職員交流等を継続して行い、小中の教育活動の相互理解に努める。</p> <p>ウ 児童・生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、指導に生かす。</p>

基本方針	8 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進	
	努力目標	具体策
<p>(1) 特別活動や道徳教育の充実による豊かな人間性・社会性の育成</p>	<p>① 特別活動における集団活動を通して、人間形成能力や意思決定能力を育てる。</p>	<p>ア 家庭や地域の人々と連携し、ボランティア活動・社会奉仕的な活動、職場体験などを取り入れることによって、勤労の尊さを感じさせ、社会の一員としての自覚を深めさせる。 イ よりよい人間関係や居がいのある学級集団を目指した学級活動を意図的、計画的に実施する。</p>
	<p>② 道徳教育との関連を明確にし、自分の生き方や働くことの大切さを考えさせる。</p>	<p>ア 各学校行事のねらいを明確にし、児童生徒の活躍の場を十分に取り入れた、充実感・達成感のある活動になるよう工夫する。 イ 自己の取組について振り返り、良さや可能性に気づけるよう、事前・事後の指導の充実に努める。 ウ 自分の生き方や勤労についての考えを一層深めるよう、道徳教育の全体計画に基づき、実施時期や題材等を工夫して授業を行う。</p>
<p>(2) 総合的な学習の時間における指導の工夫改善</p>	<p>① キャリア教育の視点をふまえた全体計画を見直し、指導目標を明確にして取り組む。</p>	<p>ア 各教科の内容と関連づけたり、学習体験を生かしたりして児童生徒の主体性や興味・関心を高める活動を進める。 イ 学校の実態に合わせて育てようとする資質や能力および態度を明らかにした全体計画、単元計画を立てて取り組む。</p>
	<p>② 探究的な学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を重視した協同的な学びを充実させる。</p>	<p>ア 教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、自己の生き方を考える場を適切に位置づける。 イ 多様な情報の収集、異なる視点からの検討等、自分の考えを深める学習を展開する。</p>
<p>(3) 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・進路指導の推進</p>	<p>① キャリア教育・進路指導推進のための校内組織、体制を確立する。</p>	<p>ア 小学校においては自然体験学習や職業人の出前授業等、中学校では職場体験等の体験活動を積極的にを行い、人とのかかわりや自分の役割、自分らしい生き方について考えさせる。 イ キャリア教育推進担当者や進路指導主事のリーダー性が発揮できる体制づくりに努める。 ウ 全体計画を活用し、キャリア教育・進路指導を計画的、組織的に実施する。</p>
	<p>② 発達段階に応じた指導内容・指導過程を工夫する。</p>	<p>ア 児童生徒一人一人の学ぶこと・働くことへの意欲を高め、勤労観、職業観を育てるとともに、勤労奉仕の精神を養い、他に貢献することの意義を理解させる。 イ 児童生徒が将来にわたって社会生活に適応し、その個性や可能性を最大限に発揮できるよう、支援・指導に努める。 ウ 保護者に対して、適宜、学校のキャリア教育推進の方針や計画等を説明したり、意見交換をしたりするなど、保護者と連携したキャリア教育・進路指導を推進する。</p>

基本方針	9 情報教育の推進	
	努力目標	具体策
(1) 情報活用能力の育成	① 児童生徒の実態に応じた情報モラル教育を推進する。	<p>ア 情報モラルに関する指導を各教科等及び情報教育年間指導計画に位置づけて、系統的な指導に努める。</p> <p>イ 情報モラルに関する指導資料を活用し、情報化社会における安全教育を推進する。</p> <p>ウ ネットトラブルに児童生徒が巻き込まれないように、インターネットや携帯電話等を使う際の危険性等について保護者と連携した指導を行う。</p>
	② 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用できる力を育成する。	<p>ア 学年に応じて、系統的に基本的な操作技能を育成する。</p> <p>イ インターネット、図書、新聞等の情報手段の活用を各教科において計画的に進める。</p>
	③ 教職員一人一人が情報活用能力と情報モラルの向上に努める。	<p>ア 情報通信ネットワーク等の実態や影響に係る最新情報の入手に努める。</p>
(2) ICTの学習への活用	① ICTを活用し、学習の効果が上がる授業の工夫に努める。	<p>ア 校内外での研修を充実し、教師のICTを活用した指導についての資質向上を図る。</p> <p>イ ICT機器及びデジタル教材等を活用し、分かる授業の実践に努める。</p> <p>ウ 導入校において、ひとり学び支援システム（eラーニング）の活用を進める。</p>
(3) 校務の情報化推進	① 市教育情報ネットワーク（けやきネット）の活用により校務の効率化を図る。	<p>ア グループウェアの活用により、迅速な情報伝達と校務の効率化を図り、負担軽減を実現する。</p> <p>イ 一斉メール配信システム（すぐメール）の運用を進め、緊急時だけでなく、学校行事の連絡等にも積極的に活用する。</p> <p>ウ ホームページ作成システムの活用により Web ページを定期的に更新し情報発信するとともに、内容の充実を図り、家庭・地域との連携を図る。</p>
	② 個人情報の保護・管理の徹底や校内ネットワークの適切な運用に努める。	<p>ア 市の規定及び各学校のガイドラインに基づき、情報セキュリティ及び情報管理についての認識を高めて個人情報の保護・管理を徹底する。</p> <p>イ 個人情報が保存されている記憶媒体の保護・管理に努める。</p> <p>ウ 有害情報やウイルス感染の防止のために、コンピュータや校内ネットワークの適切な運用に努める。</p>

基本方針	10 ふるさと学習の推進	
	努力目標	具体策
(1) ふるさと学習の積極的な推進	① 郷土への理解を深め、郷土を愛する心の育成に努める。	<p>ア 市文化課や関係機関、地域の人との連携を図り、地域理解についての学習を充実させる。</p> <p>イ 市の文化遺産や、社会科副読本、下野市ふるさとかるた、下野市の伝説集等の資料を活用して、社会科や総合的な学習の時間等で『ふるさと学習』を行い、地域に興味・関心と誇りをもたせるよう努める。</p>
	② 地場産の食材、伝統的な郷土料理や行事食を生かした食育を推進する。	<p>ア 地場産の食材を使用した給食「しもつけいっぱいデー」を実施することにより、地域の産物への理解を深めさせる。</p> <p>イ 食育の授業や給食だよりを通して、地域に伝わる優れた食文化について学ぶ機会を設ける。</p>

